

特 命 指 定 施 設
(松本市波田農産物加工販売施設)
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和7年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市波田農産物加工販売施設）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市は、指定管理者の選定を公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限り、公募せず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市波田農産物加工販売施設について、地方自治法第244条の2並びに松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では、指定管理者を選定することとなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類に基づき審査を実施し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和7年11月14日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会 長 古 川 智 史

1 施設の名称
松本市波田農産物加工販売施設

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市波田農産物加工販売施設	波田みはらし味の会	開設当初から地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される申請団体が管理を行って地域づくりに寄与しているため	R 8.4 ～ R 11.3 (3年間)

3 申請団体の概要

波田みはらし味の会

代 表 者 百瀬 敬子

所 在 地 松本市波田8501番地1

設 立 年 平成9年

会 員 数 22人

主たる業務 施設の利用許可、施設の維持管理、食品加工、地域の食材等の提供、地域情報の発信、特産品の開発・製造・販売

4 選定審議の内容

(1) 選定審議会の開催

ア 開催日

令和7年10月24日（水）【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員（五十音順）

茨木 徳海 委員、奥原 真紀子 委員、小口 眞 委員、加藤 寛子 委員
栗田 晶 委員、澤田 若菜 委員、田中 史郎 委員、古川 智史 委員

(2) 選定審査の方法

施設所管課の農政課長から、特命指定の理由、申請書類が募集要項に定める申請資格等を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

その上で、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 選定結果

波田みはらし味の会を指定管理者候補者として選定しました。

以 上